

文学博士宮崎市定君の「九品官人法の研究」に対する授

賞審査要旨

中国は秦漢以来官僚制度の國であつた。專制君主の下に官吏が治者階級であり、一般人民が被治者階級である。だから官となり、吏となることが、人生最大の目標であつた。随つて官吏任用法の如何は最も重要なことと考えられた。秦漢時代には原則として鄉舉里選の制度が行われていたが、その弊が極まつたので、魏晉南北朝には九品中正の制度に改められ、隋唐以後には科挙の制度に改まつた。その中、鄉舉里選の制度も科挙の制度も一通り研究されているが、その中間の九品中正の法が果して如何なるものなるかは、未だ十分明かにされて居らぬ。本書は之を新に取り上げて精究したものである。

本書は第一編緒論に「漢より唐へ」と題し、一般的形勢を述べ、第一編本論に詳しく述べその制度の本質を考え、第一章「漢代制度一斑」、第二章「魏晉の九品官人法」、第三章「南朝における流品の発達」、第四章「梁陳時代の新傾向」、第五章「北朝の官制と選挙制度」の五章に分つて之を論じ、第三編余論に「再び漢より唐へ」と題してその結論を述べている。

著者のいうところによると、これまでの九品中正制度の研究は、ある点まで行くと行き詰りになり、それ以上に進むことが出来なかつたのには理由があつた。それは九品中正制度なるものは、正しくは九品官人法とよぶべきであ

り、中正制度はその半面に過ぎなかつた為である。即ち中正は単に官吏候補者を推薦するだけであつて、任命権を有しない。実際に官吏を任命し進退するのは中央政府、特に吏部であり、そこにはまた特殊な官吏任用法が存在した。そこで魏晉南北朝の貴族制を明かにするには、中正の推薦制と吏部の任官制とを併せた九品官人法の研究が必要なのである。ところで中正が官吏候補者に与える郷評の等級たる九品と、吏部が官吏を進退する時の標準たる官等の九品との間には一定の相対関係が存在した。それは官吏の初任(起家)の際の官品は、中正によつて与えられた郷品より四等下つたものであるという関係である。例えば郷品二品の者の起家の官品は六品であつた。この相対関係の発見を起點として、九品官人法の研究はそれ以後の選挙制度の変遷を追究する。

九品官人法の実施後、直ちに起つた現象は中正制度の貴族化であり、中正の地位が特殊の階級に独占され、かかる中正の与える郷品も貴族に高品を与え、貧賤者に下品を与えるようになつた。後には貴族子弟の郷品は概ね一品と定まり、三品以下は寒士庶人と見做され、ここに門地一品なる貴族階級が固定した。これに対応して吏部の掌る九品官制も貴族化してきた。門地一品者の起家の官と定められた六品官以上は悉く貴族に独占される傾向を生じ、七品官以下の官が寒士庶人に開放された。殊に七品以下で専ら庶人が就任する官が特殊扱いを受けて勲位と称せられた。この勲位こそ、後世の胥吏の滥觴である。

このようにして九品官制は、単に官等の高下を表わすばかりでなく、貴族的な官か、下賤者の官かという、所謂流品清濁の別がその中に生じてきた。南朝梁の武帝はこの形勢に直面して九品官制の大改革を行つた。即ち従来の凡そ七品官以下を切捨て、六品官以上を流内としてこれを新たに九品に割直した。以後歴代の九品官制はこの後身であ

る。次に從来の七品官以下を、寒士の就任する流外七等と、庶人の就くべき勲位五等とに分つた。この勲位を胥吏の名でよぶことも梁代から始まつた。

北朝の制度は絶えず南朝から影響を受けていたが、拓跋氏より出た北魏の孝文帝の時、急激な華化政策を採用して、南朝の貴族制に追随した。然るに間もなく、これに対する反動が生じ、大乱の後成立した北周政権は南朝的の貴族制を排撃した。北周の後を承けた隋もこの政策を踏襲して官吏登用法の大改革を行つた。それが中正の廃止であり、科挙制の創始であつたのである。

以上述べる所は、門地一品の成立が從来も屢々論及されたことあるを除く外、概ね著者の創見であり、殊に勲位の出現、梁の武帝の以前と以後とにおいて九品官制が全く性質を異にする点等は、当然論ぜらるべきして何人も論及しなかつた点である。その外、漢代の秀才孝廉制度が九品官人法中に温存されていること、官の清濁が如何にして発生したかの経過、科挙は隋の開皇中に既に成立していた等の考証も恐らく学界最初の指摘であろう。故にもし本書の結論が正しいとすれば、從来の教科書、事典中の「九品中正制度」の項は新たに書き換える必要があり、通史中の魏晉南北朝の貴族制度の説明も、可なりの修正を余儀なくされるであろう。とにかく魏晉南北朝に亘つたとの研究が将来のこの種の研究に多くの示唆を与える、その基礎を置いたことはたしかである。